

指導行政のポイント

“栄養教諭法案”の国会上程

菱村 幸彦

3月5日、文部科学省は、学校教育法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」）を国会に上程した。改正法案は、栄養教諭の制度化と大学の薬学部の修業年限の延長を図るものである。

食に関する指導と学校給食の管理

薬学部の修業年限はこの際、別としよう。ここで取り上げたいのは、栄養教諭である。栄養教諭の制度化は、本年1月20日に出席された中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」の提言を具体化したものだ（下記『'04情報版』参照）。

栄養教諭の職は、学校における新たな職の設置である。学校の職種を定めるのは学校教育法であるから、まず、学校教育法の改正が必要となる。改正法案は、学校教育法28条2項で「小学校には...栄養教諭を置くことができる」と定めている。この規定は、栄養教諭が任意設置であることを示している。

次いで、同条8項として、「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」という職務規定を新設している（中学校等にも準用）。中教審答申は、栄養教諭の職務として、食に関する指導、学校給食の管理、食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開を挙げている。学校教育法が定める栄養教諭の職務はそれを具体化したものだ。

栄養教諭の職を制度化するためには、学校教育法の改正だけでは足りない。栄養教諭の給与や身分や免許などについて関連諸法律を改正しなければならない。改正法案の題名に「学校教育法等の一部...」と「等」の字がついているのは、改正法案が関係諸法律の改正を一括して取り上げているからである。「等」の中身は、次の8本の法律の一部改正である。

市町村立学校職員給与負担法の一部改正

栄養教諭を学校に配置するためには、市町村立の

義務教育諸学校等の栄養教諭の給与を都道府県の負担とする必要がある。

教育公務員特例法の一部改正

栄養教諭は教員であるから、その身分取扱いについて教特法の規定を適用する措置が必要である。

教育職員免許法の一部改正

栄養教諭の資質を担保するため、栄養教諭の免許状を創設し、基礎資格および必要単位数等の取得要件について定める必要がある。また、現職の学校栄養教諭の栄養教諭への移行措置についても定める必要がある。

学校給食法の一部改正

学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格に、栄養教諭の免許状を有する者を加える必要がある。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正

公立学校の子栄養教諭が出産する場合、補助教職員を臨時的任用できるように措置する必要がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

指導力不足教員の転職措置を、栄養教諭にも適用できるようにする必要がある。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

栄養教諭に教職調整額を支給する必要がある。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

栄養教諭の定数の標準を定める必要がある。

以上の改正法案は、平成17年4月1日から施行する予定となっている。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

改革の流れを的確に整理！ 最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 '04情報版』

菱村 幸彦【監修】

B5判 270頁・定価 2625円